

解体業・破砕業許可申請時の提出書類等及び留意事項について

提出書類		新規	更新	変更
1	許可申請書【記載例参照】	○	○	○
2	欠格要件に該当しないことを誓約する書面（誓約書）	○	○	○
3	解体等事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）	○	△	○
4	解体等事業所の施設の構造を明らかにする設計計算書	▲	△	○
5	解体等事業所の付近の見取図	○	△	○
6	施設の所有権（又は使用権原）の証明書 【解体等事業所の土地・建物に係る登記事項証明書、賃貸借契約書（写）又は使用承諾書】	○	△	○
7	使用済自動車等の積替え又は保管する場所が、解体等事業所から独立して有る場合 （他府県市にある場合を含む。） 【上記3から6と同様に、図面や土地・建物に係る登記事項証明書等を添付してください。】	○	△	○
8	事業計画書【記載例参照】	○	○	○
9	収支見積書【記載例参照】	○	○	○
10	標準作業書【記載例参照】	○	△	○
申請者が法人の場合				
11	定款又は寄付行為（写） <u>※原本と相違ない旨を記入し、原本証明してください。</u>	○	○	○
12	登記事項証明書	○	○	○
13	役員	○	○	○
	住民票の写し			
14	相談役等	○	○	○
	成年後見等登記事項証明書			
15	政令使用人	○	○	○
	住民票の写し			
16	5%以上の株主等	○	○	○
	成年後見等登記事項証明書			
	（株主等が法人である場合）当該法人の登記事項証明書			
申請者が個人の場合				
17	住民票の写し	○	○	○
	成年後見等登記事項証明書			
申請者が未成年である場合、その法定代理人の住民票の写し及び成年後見等登記事項証明書も必要です。 （法定代理人が法人の場合は上記12～13に掲げる書類）		○	○	○
18	政令使用人	○	○	○
	住民票の写し			
成年後見等登記事項証明書		○	○	○

○…必要 △…前回申請時と変更がなければ不要 ▲油水分離槽、プレス機等がなければ不要

留意事項

- 1 原則窓口で申請をお願いします。郵送での申請を希望される方は御相談ください。
- 2 解体等事業所とは、現に使用済自動車から部品の抜取り作業をしている場所、又は解体自動車を破砕前処理や破砕処理している場所をいいます。
- 3 公的な証明書は、発行から **3ヶ月以内の原本に限ります。**
(法人の登記事項証明書、住民票、土地・建物の登記事項証明書 等)
- 4 住民票は、**本籍地(外国人にあっては国籍等)記載があるもの**を添付してください。
- 5 成年後見等登記事項証明書(成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書)は、各地方方法務局(本局)の戸籍課窓口で申請するか、各地方方法務局の出張所等で申請書を入手し、東京法務局に郵送して取得してください(申請の際、登記印紙が必要です)。
なお、証明書の申請に当たり、申請書に記載する氏名や住所等は、住民票等に記載されているとおりに記載してください。誤りがあると取り直しをお願いすることになります。
また、**外国人にあっては、氏名として必ず本名を記載してください。**
- 6 提出書類4については、油水分離槽、プレス機等の構造図等に代えることができます。
- 7 提出書類3から7について、解体等事業所、積替え又は保管場所が複数ある場合は、すべての場所について該当の書類を提出してください。
- 8 破砕業であって、今回申請する施設が、廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けている廃棄物処理施設(破砕施設)の場合は、提出書類3から5は不要です。
- 9 政令使用人(令第5条に規定する使用人)とは、申請者の使用人で、かつ、次の①又は②の代表者のことです。
① 本店又は支店
② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者
- 10 申請者、役員、株主等に欠格要件に該当する者がいる場合、**当該申請は不許可になります。**
- 11 提出書類13から18については、既に自動車リサイクル法解体業又は破砕業若しくは本市を含む産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は、その許可証(写)の添付でもって代えることができます(先行許可証により許可を受けたものは除く。)
なお、この措置は更新申請の場合には適用されません。
- 12 手数料は次のとおりです。なお、**不許可の場合や取下げをされた場合でも手数料は返還されません**ので、あらかじめ御承知おきください。

解体業新規許可申請手数料	78,000円	破砕業新規許可申請手数料	84,000円
解体業更新許可申請手数料	70,000円	破砕業更新許可申請手数料	77,000円
		破砕業変更許可申請手数料	67,000円

- 13 申請手数料は、申請時に窓口にてお渡しする納付書により、金融機関でお振込みいただきます。
ただし、**以下に示す申請の場合は、当日窓口にて納付書をお渡しすることができず、後日交付となります**ので、あらかじめ御承知おきください。後日交付となる納付書の郵送を希望される方は、**切手を貼った返信用封筒**を申請時に御準備ください。
 - ・ 郵送での申請
 - ・ 3日前までに事前相談がない窓口申請納付後、お手元に領収書が残りますので、**そのコピーをFAX又はメール等で御提出ください。**
- 14 手続完了後に交付する許可証は**原則窓口での交付となります**。
- 15 申請書は正本1部提出してください。申請者控えが必要な場合、別に1部御用意ください。